

関係各位

2021年1月7日

経営支援NPOクラブ事務局長

緊急事態宣言発令下でのNPOクラブ事務所(神田)運営について

本日政府により東京都及び首都圏3県を対象とした緊急事態宣言が発令されました。外出の自粛やテレワークの一層の推進が求められております。

上記事態に対応し、本日付けの助川理事長よりの正会員向けメールをご参照ください。

NPO事務所運営等については、1月6日の臨時企画委員会で下記の通りとする事決定致しましたので、ご連絡致します。

1. NPO事務所：1月8日から緊急事態宣言終了時まで、事務所は

原則閉鎖とし、運営上最小限の事務機能を維持すべく
少人数の事務局員のみが輪番制で出勤する。
開所時間（11時00分～15時00分）とする。

- ・ 万やむをえない事情により事務所を利用する場合は、必ず事前申請の厳守をお願い致します。
- ・ 事務所内では大声での会話を避け、マスク着用厳守にてお願い致します。

2. 大人数会議：理事会、企画委員会、業務推進委員会、各グループ定例会、研究会等については全てWeb会議とする。

3. 内外少人数会議：Web会議を原則としますが、例外的に外部とリアルでの会議・企業訪問等が必要な場合は、企画委員会への事前申請ベースとします。

4. 外部との折衝：極力リアル接触を避け、電話・Web等での折衝をお願い致します。

以上